

令和4年度 高知県土木部総合評価委員会 議事概要

日 時 令和5年2月7日 13:30~15:30

場 所 高知会館 3階 平安の間

出席委員 笹原 克夫 高知大学 理工学部門 教授
島 弘 高知工科大学 システム工学群 教授
大谷 英人 高知工科大学 名誉教授
寺田 幸博 高知工業高等専門学校 客員教授・名誉教授
田中 元幸 国土交通省四国地方整備局 中村河川国道事務所 所長
岡本 雅之 国土交通省四国地方整備局 土佐国道事務所 所長
野呂 茂樹 国土交通省四国地方整備局 高知港湾・空港整備事務所 所長

○ 総合評価落札方式実施状況及び令和5年度の総合評価落札方式（案）について

（委員意見等）

技術提案型の工事にあたっては、皆で共有する必要があると考えるので、意見聴取の結果のご報告をこの委員会でやっていただき、本委員会で議論することを提案したい。

（事務局回答）

後ほど、意見聴取した技術提案型について、報告をさせていただきます。

（委員意見等）

資料2の若手技術者の配置について、現状、どの程度活用されているか。

背景として、卒業生が「我々が活躍する場が全くない」と言っていた。以前、本委員会でもその旨を発言させてもらい、国交省の委員会でも同様の発言をさせていただいた。ただ、若手技術者を採用するというところに、業界として、反対の意見があると聞いた。昨年度から若手技術者の配置等についての助成等も始まり、非常に良いとは思っているが、業界の方々に不満の声があることは残念である。

（事務局回答）

若手技術者の配置について、令和2年度と令和3年度の若手技術者の評価の状況をご説明する。現在の運用は、本課発注工事の土木一式工事について、若手技術者の項目を評価している。

令和2年度については、13件の工事中、8件の工事で落札者が若手技術者の項目で加点を受けている状況である。得点率としては、61%となる。

令和3年度については、16件の工事中、8件の工事で落札者が若手技術者の項目で加点を受けている状況である。得点率としては、50%となる。

(委員意見等)

令和3年度の総合評価のトータルの案件数が315件。そのうち16件で、この若手技術者の評価をしたということか。

国交省での実施状況はどうか。

(委員意見等)

国交省では、発注工事の30件中、2件～3件程度は設定する方向で、運用している。先ほど言われたとおり、最近では若手技術者の評価の加点を得ようとする企業が少ないと感じる。

以前は、コンサル業務で若手技術者を配置すると評価が高いという制度を運用していたが、最近では少ないと思う。ある一定の企業しか若手技術者がいないのではないかと考えている。

(委員意見等)

若手技術者の評価については、教育現場の立場からすると、芽を出しかけた者を、ぐっと伸ばすことができるため、今後も、新たな制度等も考えていただければと思う。

(委員意見等)

理想としては、若手技術者を評価し入職者を増やしたいが、実態としては数がないため、なかなか難しいところがあると思う。そういう中でも、政策として努力していると感じる。

(委員意見等)

資料2の独占禁止法違反等による指名停止の状況の項目について、当然指名停止中であれば参加できないが、減点の対象となる期間の基準はあるのか。

もう一点は、不調不落がどれくらい発生しているのか。

例えば、国交省では、道路修繕工事や橋梁補修工事、機械製作、水門製作工事、山間部での砂防工事などで不調不落が多い状況である。

(事務局回答)

独占禁止法違反等による指名停止の状況の項目については、公告日以前一年間に指名停止の措置を受けていた期間がある場合に減点している。

近年の不調不落については、すべての業種を合わせて、約11%となっている。

今年度は、発注件数が少ないこともあり、11月末時点で約6%となっている。

令和3年度は、小規模工事、小河川のしゅんせつ工事、砂防工事等の山間部での工事は、人気がなく、不調が目立っていた状況である。

(委員意見等)

国では、不調不落対策として、道路補修、橋梁補修、維持管理等の現道で規制するような工事を施工した業者に加点している。

今回、災害復旧工事の不調不落が多いということで、受注した業者に加点するということは、不調不落対策として良いと思う。

(委員意見等)

不調不落対策について、ECIの試行工事に関わった時の話として、条件をたくさん付加した結果、不調に終わった事案があった。品質確保や山間部に特化した業者等条件を付けた結果であるため、新規参入ができるよう、参加条件を広げることによって参加者が増える可能性があると思われる。

例えば、砂防工事で言うと、林野の治山工事を施工している業者が入れるような入札参加条件とするとよいと思われる。

(委員意見等)

企業評価と技術者評価の項目において、同種類似工事の実績と成績評定の評価がダブルカウントになっていないか。

ある程度の同種類似工事を施工した時に、ある程度の実績を得ると思う。取らなければ恥ずかしくて、入札にも出してこられないのではないかと。そうすると、実績と成績の両方で評価されるものがほとんどであるため、ダブルカウントのような気がした。

品質確保という観点で考えると違うかもしれないが、実績があることを前提に、成績評定も行うことでよいのではないかとと思う。

すぐにと言うことではないが、現状の問題提起という意味で意見する。

もう一つは、特に土木事務所が、地域性の項目を非常に多く、評価しているというところである。これは、政策誘導であるため仕方がないと思うが、地域ボランティアや消防団等のボランティアの配点が高すぎるのではないかと感じる。ボランティアを強制するようなことになっていないか、危惧する。

(事務局回答)

企業評価と技術者評価の項目においての同種類似工事については、ダブルカウントに見えるが、入札参加資格は過去15年の実績で設定し、その次に、総合評価の同種類似工事の実績は過去10年の実績、その次に成績評定は過去3年の実績で絞り、同じ工事であってもこのサイクルを短くすることで、技術力や品質向上の研鑽をさせていただいている。今後は、検証をしていきながら考えさせていただく。

2点目のボランティアについても、状況や各方面の意見を聞きながら時間はかかるかもしれないが、検証していく。

(委員意見等)

簡易な施工計画型の評価項目について、評価基準を見ると、他の評価に比べて、ざっくりしている。なかなか、工事の種類によっても違うため、具体的に書けないのは分かるが、業者や入札参加者のために、もう少し詳しく書いてあげる必要があるのではないかと思う。

とはいえ、評価基準を詳しく記載することは難しいと思うので、オーバースペックの定義を明記するといいいのではないかと思う。

(事務局回答)

簡易な施工計画型の評価項目については、実際の発注時の公告には、工事ごとに求める内容をオーバースペックも含め、詳しく記載しているため、十分と考えている。また、テンプレートにならないよう、今の時代に求められる新たな提案項目も盛り込み、積極的に取り組んでいくようにしている。

(委員意見等)

簡易な施工計画型の評価項目については、工事の内容がある程度わからないと記載できないことはわかる。今後は、事例を蓄積して、ある段階で記載するというふうにしたらよいと思う。

(委員意見等)

国交省でも、企業評価と技術者評価の項目においての同種類の実績と同種類の成績評定を評価している。しかし、施工量を表示することによって、同種の部分で評価に差がついている。また、同種性の高い工事を実施しているところを高く評価するしくみで運用している。

資料の入札結果を見てみると 92%ぐらいの調査基準価格で張り付いて、多分、企業の皆さんも自分の実態を把握し、範囲を想像しながら応札するため、評価に差が出ない。そうすると、評価での効果が出てない状況である。今後の検討課題と考える。

補足だが、同種工事でも差を付けると言ったが、一般的な土木実績があって、さらに橋梁下部工の高さとかの実績を求めることにより、差がつくと言う意味。元々の要件設定が少し違うということである。

入札記録を見ると同点でかつ同額のため、くじ引きとなっているが、評価点が同点にならないように考えておく方が良いのではないかと感じる。差を付けないと、価格競争や同点くじになってしまうため、検討してみてもどうか。

(委員意見等)

国交省の事例のご紹介になるが、やはり点数に差をつけることが必要と考える。同種類工事、過去 10 年、成績評価は、過去 3 年というふうにするすることで、事務処理が大変

なところがある。

人気のない工事で、成績評価はないが、同種類似工事を持っていて、6～8年ぐらい前の実績を持って応募される時は、不調にならずに済むときがある。同種類工事をなくしてしまうと、過去にさかのぼるのが大変で、逆に活かしすぎるとそういうのが拾えなくなるというのもあるので、それらを含めて配点をいろいろご検討いただければと思う。しかし、まず同種類似の実績を求めて、次に成績評定があるというのも、不調不落を防ぐ意味で、良いと思う。

(事務局回答)

国交省の運用も見ながら、検討させていただく。

(委員意見等)

国交省の評価と比べて、あまり評価点の点差を付けるようにしていないようであるし、競争性が小さい気がする。

ただ、不調対策も必要であるので、難しいとは思いますが、工種ごとに慎重に、地域性も踏まえて、判断することが必要になると思う。

評価の項目の選択も含めて、少し柔軟にやったほうが良いと思う。

(委員意見等)

資料の発注標準表（土木工事一式）を見ると、維持管理工事は5000万以下と思われ、発注標準によれば、C等級の受注となるのか。

(事務局回答)

工事の発注に当たっては、土木事務所において、企業の配置状況が違ふことや、ある程度の企業規模のB等級ぐらいでないと、災害時などにすぐに対応できない恐れがあるため、維持管理については、B等級も含めた指名を行い、ある程度の企業規模を有するところが、受注することが多いと思う。例えば、発注規模が1000万ぐらいの維持工事でもB等級が受注したりしている。このため、C等級に限って受注ということではない。

先ほどの説明のように、人気のない工事に点数を加えるということは、一つの手段だと考えられる。

(委員意見等)

企業評価の資料を見てみると、結局、入札する価格は、調査基準価格と同額で入れていて、受注できるかどうかは、総合評価の企業評価で、頑張れば取れるところがあり皆さん取っている。評価に差がつくところは、同種類似工事の成績点と表彰のところ。あとは、来年度から災害の受注が考慮されるところで、差がついてくるものと思われる。しかし、換算が6点のため、差が小さくなる。そうすれば、価格を下げ、調査基準価格付近で入

札になると思う。やはり、ここの点差が開くようなことや、品質確保と言うことも考えて、価格以外の評価を入れないと厳しいと考える。これは国交省の発注工事でも言えることである。そういう意味で、価格以外の部分で差をつけてほしいという要望が建設業界の一部から話がでてきているものと思う。表彰や成績が良い業者ばかりが、受注することになってしまうこともあるので、慎重に検討していく必要があると考えられる。

(事務局回答)

入契委員会でも、評価に差が付かないと企業が努力をしにくいことや、人材や設備投資に力が入らないという意見をいただいている。様々な工夫をして、評価に反映できるような仕組みを考える必要があると考えている。

(委員意見等)

企業評価型は、発注件数が多いが、確かに評価の点数に差がつかない仕組みになっているように感じる。一方、技術提案型は、配点が高く点数もつけられる仕組みになっている。企業評価型は、品質確保のためにも、評価点数に差がつくような工夫が必要と考える。時間がかかっても結構なので、検討いただければありがたい。

(事務局回答)

本日いただきました貴重なご意見を参考にさせていただきながら、令和5年度に向けて、総合評価の実施方針、評価項目を検討する。また、長期的な課題については、今後の状況を見ながら取り組んでいきたい。